

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 5 月 29 日（金）第3114号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

- 第11次鳥獣保護管理事業計画の公表 （自然保護課取扱い） 1
- イノシシ及びニホンジカに係る第二種特定鳥獣管理計画の公表 （自然保護課取扱い） 1

公 告

第11次鳥獣保護管理事業計画の公表

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 4 条第 1 項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を別冊のとおり変更した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課，各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

イノシシ及びニホンジカに係る第二種特定鳥獣管理計画の公表

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、イノシシ及びニホンジカに係る第二種特定鳥獣管理計画をそれぞれ別冊のとおり定めた。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課，各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）